

論文

明治初期における水谷久右衛門（旧飛脚問屋）による廻漕会社参加と内国通運松阪分社営業

巻島 隆

はじめに

本稿は、明治維新时期における松阪廻漕会社及び内国通運会社松阪分社の創業に関わった水谷久右衛門（三重県飯高郡松阪町）の動向を明らかにすることを目的としている。水谷久右衛門は江戸時代後期から明治維新时期に飛脚問屋山城屋久右衛門^{やましろうやきゅうえもん}を営業した。その祖先に当たるとみられる山城屋市右衛門は、史料上では江戸中期の享保17年（1732）から宝暦14年（1764）に紀伊藩の江戸屋敷への御用送金を請け負った⁽¹⁾。また山城屋久右衛門（水谷久右衛門）は明治6年（1873）から明治23年（1890）まで松阪郵便取扱所（同8年に松阪郵便局）を務めた⁽²⁾。

本誌14、15号で水谷家文書（国文学研究資料館蔵）に依拠して水谷家の飛脚問屋と郵便取扱所の活動を中心にそれぞれまとめたが、今号では明治初期に水谷家に関わった廻漕会社・廻漕取扱所（東京―大阪の蒸気・帆船航行）と内国通運松阪分社に焦点を絞り、明治期地域物流の過渡期の状況の一端を明らかにしたい。廻漕会社に関する先行研究⁽³⁾では言及されることのなかった、廻漕会社の東京と地方との事業連携について解明したいと考える。また水谷家文書に含まれる横野村一件史料を通じて内国通運会社と松阪分社との書簡のやり取りから窺える「分社」の地域的役割について明示する。

なお明治期の史料には「松坂」と「松阪」表記が混在するが、引用史料を除いて本文中では「松阪」で表記を統一する。

1 廻漕会社・廻漕取扱所への参加

(1) 水運への着目、廻漕方

江戸時代末期の幕府は近代化構想を持っていたことが知られる。幕府が消滅し、明治政府が誕生したため、幕府主導型の近代化路線は歴史になりえなかったが、開明幕吏による政治制度改革、議会開設、貿易会社、郵便、洋式軍隊などの構想は、明治政府に場を移して継承、実行されるに至る。幕府は近代化の一環として江戸―大坂を蒸気飛脚船で結ぶ廻漕方（海運）の仕事为民間に委託した。即ち慶応3年（1867）9月、江戸定飛脚仲間と菱垣廻船・樽廻船仲間が

-
- 1 拙稿「近世伊勢松坂の飛脚問屋『山城屋市右衛門』―輸送圏と紀州藩御用送金―」（『郵政博物館研究紀要』第14号、2023年）
 - 2 拙稿「明治期の三重県松阪郵便取扱所、水谷久右衛門」（『郵政博物館研究紀要』第15号、2024年）
 - 3 加地照義「揺籃期のわが国海運企業―廻漕会社と日本国郵便蒸気船会社について」（『商大論集』23巻3号、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会、1971年）

協同して江戸―大坂で蒸気飛脚船の航行を開始した⁽⁴⁾。

定飛脚仲間が陸上輸送と並行して海運に乗り出した原因は、各宿場の問屋場における人馬継立賃銭の高騰とそれに伴う飛脚賃の値上げが背景にあったものと思われる。また飛脚問屋にとって延着の最大の要因は川支（河川増水による川留め）と馬支（問屋場の馬不足）であるが、特に川支は自然相手であったため、渡河地点を変えても限界があった。

運送コストの高騰、川支の解決困難という点において陸上輸送の限界を感じていたと思われる。そのため飛脚問屋は、蒸気飛脚船を航行する廻漕方に突破口を見出したものと考えられ、運用開始されるが、同年10月に大政奉還によって幕府は消滅した。

(2) 廻漕会社への参加

明治新政府は海運業を重視する立場から明治3年（1870）1月に通商司の監督下で三井組の支援を受けて廻漕会社を設立した⁽⁵⁾。東京の廻船問屋と定飛脚問屋の計15人が頭取に就任した⁽⁶⁾。

頭取の名前は伊藤右衛門、木村萬平、村井弥兵衛、島谷佐右衛門、吉村甚兵衛、西村仁三郎の名前がわかるにとどまっている。この内、村井弥兵衛は京屋弥兵衛、島谷佐右衛門は嶋屋佐右衛門、吉村甚兵衛は和泉屋甚兵衛、西村仁三郎は江戸屋仁三郎であり、江戸の定飛脚仲間である。これは幕府の廻漕方の継承であり、ひいては幕府近代化路線の継承と言ってもいいであろう。日本では初めての汽船会社となる廻漕会社は、東京為替会社が出資し、東京霊岸島と大阪中之島に事務所を設置し、東京―大阪に月3回の定期航路を開設した⁽⁷⁾。政府と諸藩提供の汽船13隻前後で主に郵便物の航送と旅客貨物の運搬を行った。

廻漕会社は設立に当たり、航路を開き、寄港地を決める必要があるが、まずは拠点設置を進めた。次の史料は和歌山藩の松阪出張役所（松阪は同藩の飛地領）に宛てた出張所設立願いである。

【史料】水谷家文書26Q—18—7

以書附奉申上候

一 為

皇國御弁利東京廻漕會社仕出シ蒸気飛脚船諸荷物積入、運用御開相成候ニ付而者荷物為取捌出張所被設、會社頭取名代之者諸合取締候得共、當地水谷久右衛門其外其筋相心得候者示談ヲ以合併都而世話為致度、依而者船付弁利之場所見立、右出張所取建度候間、宜敷御聞濟之程奉願上候、依之此段以書附申上候、以上

廻漕会社

頭取名代

午十一月

橋本多七

野村義八

若山藩御出張

御役所

上記史料の時期は明治3年（庚午、1870）と思われる。廃藩置県前年の明治3年11月、廻漕

4 宮川家文書33「廻漕方口上」（群馬県桐生市立図書館蔵）

5 日本経営史研究所編『日本郵船株式会社百年史』（1988年）

6 『函館市史 通説編 第二巻』（1990年）398頁

7 『松阪市史 第14巻 史料編 近代（1）』（1982年）

会社は和歌山藩（府藩県体制）を顧客に取り込もうと画索していたことがわかる。廻漕会社頭取名代橋本多七と野村儀八は「水谷久右衛門」の名前を出して猛アピールしている。維新前に紀伊藩御用を務めていた久右衛門が手づるとして期待された節が窺える。橋本と野村は大口村に視察に訪れ、久右衛門が正式に廻漕会社へ合併した。文中でも触れていた船着き場として松阪に近い大口村が選ばれた。久右衛門は「松阪廻漕会社」と社名を名乗り、便のいい大口村に出張所を設立した。

水谷久右衛門のように「其筋」（輸送）に精通した業者と合併して世話をし出張所を設置したいと述べる。のちのちの動きを見ると、この願いは通ったようである。廻漕会社が運航した船舶は、藩から供与された船も少なくなかったため、和歌山藩も応じたのであろう。また水谷久右衛門が紀伊徳川家の御用を務めた信用も影響したものと思われる。水谷久右衛門は廻漕会社出張所設立に向けて動き始め、伊勢街道筋の津、山田とも協議したようである。

江戸定飛脚問屋の取次所であった水谷久右衛門、黒川彦左衛門（四日市宿）らは廻漕会社への参加に積極的であったようである。水谷久右衛門は、大阪に出張していた田湖九郎兵衛（大坂手板〈嶋屋〉組の1つ）から7月7日付手紙で「蒸気飛脚船」のことで大阪に出てくるように誘われていた。久右衛門は基本的には廻漕会社への合併に賛成であったが、三重県内では津と山田が足並みそろわず「急速の合併はなり難い」ため「私し数度歩行及び談判に候得共何分内間勝手」と口上書で述べている⁽⁸⁾。結果的には津と山田が合意したため、それぞれ会社が設置されることになった。

久右衛門は、廻漕会社が岡崎、宮、四日市、松阪の4カ所に「発端会社」を設立するのだから、岡崎、宮、四日市と同様に松阪の港にも入津するように願い出ている。

山城屋久右衛門が廻漕会社の合併を承諾した理由であるが、東京側からの働きかけに応じたものと思われるが、次の史料は山城屋久右衛門宛ての願い書きである。

【史料】水谷家文書26Q—18—6

乍恐内願奉願上候

一 為

皇国弁利東京廻漕會社仕出し、蒸氣飛脚船諸荷物積入運用御開相成候付而ハ荷物為取捌、出張所取設可申答ニ付、東京會社頭取名代橋本多七、野村儀八与申者兩人御當所へ罷越、私共是迄業躰取引之手續を以同社江合併仕、船掛り場所ニ付、大口村瓶屋七右衛門へ申合、同人別莊并土蔵向示談を以當分借受、出張所取設申度段、去年十一月中奉願上、其後御蔭を以追々出荷ニも相成、難有仕合奉存候、就右蒸氣船積方之儀者都而大口村會社江差出シ呉候様出荷先町在へ御觸流し可被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、格別思召を以御聞濟被為成下候ハ、茶、木綿、古手義者荷数ニも追々可相成与奉存候ニ付、為御冥加壺箇ニ付、上納仕度奉存候、尤蒸氣積立之節者甚火急ニ而不手行ニ御座候間、是迄和船積荷取扱居候者共江示談を以周旋被致、相應之手数料相渡、双方都合ニ相成候様仕度奉存候、右之通御容拜被為成下ハ、往々出荷も相増候ハ、元船鯛ノ子浦へ不絶相廻し候様自然と相成可申奉存候、左候へ者弁利も宜敷、土地之利潤ニも相成、且ハ下方相働キ候もの共ハ万端都合ニも相成可申与奉存候、乍恐夫々宜敷、御照察被下、御容拜相成候様奉願上候、以上

8 水谷家文書26Q16—8「口上書」

文中の大口村とは松阪最寄りの海港である。廻漕会社頭取名代の橋本多七と野村儀八も現地を視察し、大口村に出張所を建てたいとしている。

(3) 廻漕会社の運賃

表1は勢州松阪廻漕会社の蒸気飛脚船の運賃を示した表である。史料は箇条書きで示されているが、見やすいように一覧表に直した。旅客輸送では1人当たり金6両2分の料金である。手荷物は自己責任で2貫目(7・5キロ)、3貫目(11・25キロ)まで認められている。長持ち、明荷は荷物のサイズごとに料金が設定されている。目を引くのが大砲そのほか「目重」の品である。重さ10貫目(37・5キロ)が銀15匁の設定である。ほかは生活に関わる特産物(油、紙、木綿、呉服類、生糸、酒、茶、醤油、瀬戸物)などとなっている。

しかし、廻漕会社は東京為替会社に15万7496円の借入金を残して解散した。飛脚問屋としては海運業への挑戦とも言える投資であったが、結果的には失敗に終わった。その失敗の要因として加地照義氏は①官僚的経営②船の老朽化③経営組織の欠陥を挙げている。

(4) 廻漕取扱所の運航状況

廻漕会社は経営陣に人を得なかったことと、使用船に老朽船が多かったこともあって1年足らずで損失を出し、解散に至った。政府は明治4年1月に通商権正の吹田四郎兵衛に廻漕取扱所を創業させて廻漕会社業務を継承させた。高崎長右衛門が頭取に就任し、東京―大阪の定期航路、東京―石巻・函館間の不定期航路も開始した。同年7月に廃藩置県が断行されると、諸藩の所持の船舶が政府官有となった⁹⁾。

廻漕取扱所の運航状況を示す史料は少なく、なかなか運航実態がわからない。わずかに実態を示す史料が残される。

【史料】水谷家文書26Q―18―1

貫効丸	四日、十二日
蒸気	毎月
清渚丸	十九日、廿六日
成妙丸	六日、十四日
同	毎月
錫懷丸	廿一日、廿八日

記

一 今般蒸気船運送會所御取立ニ相成候ニ付、出荷物可致旨、御申越被下候段、合併之儀、御願申上候処、御承知被下示談行届候上、其御役所へ御申立被下候処、御聞届ニ相成、手前共江御印紙御渡し被下、御會所へ御印、掛札取為替、一札御渡し被下候上者情々致置力、以後無違変出荷可致候、為其連印御請書一札、如件

明治四年	河合孫六
辛未四月	河合仁平次
	竹口次兵衛

人・荷物	荷物規模	運賃	備考
乗船賃	1人	金6両2分	食料込み。手荷物は2、3貫目まで可。但し、自分差配であり、間違いがあっても会社では取り扱わない
長持	寸延	金5両	但し、36貫目まで。付けたりは10貫目ごとに銀15匁の割増
	大	金4両	
	中	金3両2分	
	小	金3両	
明荷	大	金3分2朱	但し、両掛、葛籠、明荷と同様
	中	金3分	
	小	金2分2朱	
箆笥、罎箱、箱物の類	曲尺四方	銀7匁2分	但し、「忝才」以下の品は全て銀7匁2分を請求する
大砲そのほか目重の品	目方10貫目	銀15匁	但し、1品20貫目以上は見積りの上で割増賃を相対で請求する
油	1樽	銀24匁	右の分、似寄りの品は右に準じて運賃を定めること。火薬類は積み入れを断ること。荷為替金の儀はその品に応じて貸し渡すこと。着荷物は会社より届け賃先払いのこと。
紙	1箇	銀5匁	
綿	1箇	銀45匁	
木綿	1箇	銀48匁	
呉服類	1箇	金1両1分	
生糸	1箇	金1両2分2朱	
酒	1樽	銀20匁	
茶櫃	大	銀28匁	
	小	銀24匁	
茶壺	大	銀48匁	
	中	銀36匁	
	小	銀24匁	
茶之実	1俵	銀20匁	
樽物	大	銀25匁	
	中	銀20匁	
	小	銀16匁	
醤油	1樽	銀6匁	
瀬戸物	大	銀10匁	
	中	銀8匁	
	小	銀6匁	

*水谷家文書26Q16—2に基づき巻島作成

表1 勢州松阪廻漕会社蒸気飛脚船の運賃

小松弥七郎殿
保田弥八郎殿
渡辺七兵衛殿
樋口九兵衛殿
武藤善平殿
記

一 蒸気船當湊江致出入候ニ付、御店ノ諸荷物積方致熟談候段、掛り者共ノ申出致承知候、

以後精々荷物出方御勉勵有之度候也

明治四年

千世崎

辛未四月

生産局 印

河合孫六殿

河合仁平次殿

竹口次兵衛殿

4隻の蒸気船が毎月8日に出港し、稼働していたことがわかる。後に明光丸、有功丸、廻漕丸、長鯨丸、千里以船の5艘、西洋帆船前船千歳丸、致遠丸、宮城野の3艘、蒸気・帆船の合計8艘で運航した⁽¹⁰⁾。また遠距離航路以外にも坂田丸（蒸気船）による近距離航路も運航されたようであり、四日市宿・宮宿廻漕会社の引札（四日市市立博物館蔵）によると、宮—四日市を結び、旅客輸送を定期的に行っていた⁽¹¹⁾。

(5) 廻漕取扱所の運漕状況

表2は明治4年1月13日出帆の千歳丸積荷を一覧したものである。千歳丸は蒸気船ではなく、帆船であることが明記されており、蒸気船以外に帆船が稼働していたことがわかる。荷物は東京廻漕会社の紀伊国屋萬造で受注されたものである。荷主は東京の小津庄五郎、津嶋屋七兵衛、布屋太兵衛などのほか、東京桑名藩の廣瀬忠吉といった士族も確認できる。

「宛先」欄は津嶋屋七兵衛の系列と思われる松阪の津嶋屋清八、松阪民政局、山田の大和屋甚四郎といった松坂宛てのほかに、美濃国竹ヶ鼻（岐阜県羽島市）の布屋清右衛門、岐阜の山田元三郎、桑名城内の岡田、桑名藩小の山の渡邊三郎兵衛の名前が見える。

「継所」欄であるが、美濃岐阜宛ての場合、四日市の「徳田屋武兵衛殿揚」とあり、美濃竹ヶ鼻宛ての場合は「勢州松崎揚、桑名、四日市之内へ御廻し文々美濃行」とある。継所の欄で「揚」「次」とあるのは、水揚げを意味するものと思われる。入津した船から荷物を陸揚げすることを請け負う業者である。陸揚げ場所の多くは大口浦（松阪市大口町、愛宕川・金剛川河口）、松崎浦（松阪市松ヶ崎浦町、三度川河口）であり、松阪に近い港である。四日市の黒川彦左衛門、宮宿の小嶋権兵衛は江戸時代に飛脚取次所を務めた家である。

荷物は唐糸、砂糖、鮭であり、ほかには筵包みが多い。筵包みの内容は不明である。

(6) 海運業からの撤退

明治5年8月に政府は廻漕取扱所を日本政府郵便蒸気船会社に改組し、同年11月に日本国郵便蒸気船会社と改称した。頭取に高崎長右衛門、副頭取に山路勘助と岩橋万造が就任した。郵便蒸気船会社は汽船18隻、西洋型帆船7隻を所有し、従来の航路を引き継ぎ、さらに政府から年額6,000円の補助を受けて沖縄航路を開いた。三井、小野、鴻池、島田ら豪商の支援を受け、東京為替会社から資金融通を受けたが、明治7年に小野組が解散すると融資が途絶えた。この間、競合相手として三川商会（旧九十九商会）が台頭し、明治6年3月に三菱商会に改組、さらに明治8年5月1日に三菱汽船会社となる⁽¹²⁾。

廻漕会社及び廻漕取扱所は、近代日本海運業の過渡期の企業形態である。今まで東京—大阪

10 水谷家文書26Q18—5「山城屋久右衛門宛て紀店清右衛門書翰」

11 石原佳樹「廻漕会社加入をめぐり大湊苦慮—伊勢湾に東京発 初定期蒸気船」（三重県ホームページ「歴史の情報蔵」）<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/asp/hakken/detail.asp?record=249>

12 前掲『日本郵船株式会社百年史』

No.	荷物	運賃	荷主	宛先	継所	備考
1	松印唐糸布色 3 箇、 松印唐糸筵作り 8 箇	銀393匁 (銀225匁、 168匁)	東京小網町三丁目、 亀屋清七	勢州松坂民政局		運賃 「松坂拂」
2	渋紙包 1 つ	金 1 分 1 朱	東京松嶋町、甚吉	勢州山田鍛冶屋垣 外辻之町、 大和屋甚四郎	「勢州松坂山城 屋久右衛門殿次」	
3	筵包箱 1 箇	銀11匁	小津保兵衛	勢州松坂西町、 大西嘉七		「大口浦込 賃済」
4	筵包 1 箇	銀42匁	小津庄五郎	勢州一志郡小舟 江、津田庄五郎	「勢州一志郡松 崎浦、松嶋吉左 衛門殿揚」	
5	唐糸 4 箇	銀240匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 井田屋市郎兵衛	「勢州松崎浦會 社次」	「大口浦込 賃済」
6	本玉砂糖25俵、 ■(店印) 印筵包櫃 入 1 箇	銀315匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 津嶋屋清八	「勢州松崎會社 次」	「大口浦込 賃済」
7	■(店印) 筵包櫃入 1 箇	銀20匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂宝光院小 路津、嶋屋権兵衛	「勢州大口浦、 瓶屋七右衛門殿 揚」	「大口浦込 賃済」
8	■(店印) 筵包 2 箇、 ■大樽 1 挺	銀62匁 5 分	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 津嶋屋清八	「勢州大口浦、 瓶屋七右衛門殿 揚」	「大口浦込 賃済」
9	唐糸 4 箇	銀240匁	東京、 津嶋屋七兵衛	濃州竹ヶ鼻、 布屋清右衛門	「勢州松崎揚、 桑名、四日市之 内へ御廻し文々 美濃行」	「大口浦込 賃済」
10	筵包 2 箇	銀96匁	東京、 布屋太兵衛	勢州四日市、 黒川彦右衛門		「四日市込 賃済」
11	■印紙手 5 本	銀150匁	東京、 佐野屋清次郎	濃州岐阜、山田元 三郎	「勢州四日市、 徳田屋武兵衛殿 揚」	「四日市込 賃済」
12	筵包鮭入 1 つ	金 3 朱	東京、泉屋甚兵衛、 両替店傳吉	勢州桑名在香取 村、素麵屋傳吉	「勢州四日市、 黒川彦左衛門殿 上ヶ」	「四日市込 賃済」
13	筵包 8 箇	銀390匁	東京、布屋太兵衛	尾州名古屋、 中屋治助	「尾州宮宿、 小嶋権兵衛殿揚」	「宮込賃済」
14	筵包 2 箇	銀53匁	東京深川仙台堀、 畑仲助	濃州岐阜、 百足屋金次郎	「勢州宮古田佐 右衛門殿揚ヶ」	「宮込賃済」
15	琉球包 1 箇	銀30匁	東京桑名藩、 廣瀬忠吉	桑名城内、岡田		「桑名込 賃済」
16	筵包 3 箇（1 箇は 「さけ」 3 本添え）	銀75匁	東京桑名藩、 廣瀬忠吉	桑名藩小の山、 渡邊三郎兵衛		「桑名込 賃済」
17	筵包櫃 1 箇	銀25匁	東京馬喰町一丁目、 井筒屋方、 板倉市次郎	勢州山田浦江町、 白木左近太夫	「勢州河崎、 福田作兵衛殿揚」	「河崎込 賃済」
合計		合計荷数75箇		運賃、銀 2 貫172匁 5 分		

* 水谷家文書26Q17-2 「未正月十三日出帆、二月六日入着/千歳丸荷物手板/勢州大口浦、廻漕會社/東京廻漕會社中、紀伊國屋萬造」より筆者作成

表 2 明治 4 年 1 月13日出帆、2 月 6 日入着、廻漕会社千歳丸荷物手板

を結ぶ定期航路として見られたが、水谷家文書の史料を見ていく中で、地方との関わりがあり、さらには経営トップ（頭取15人）の中に飛脚問屋関係者が4人含まれていた関係から水谷久右衛門や黒川彦左衛門のような地域の飛脚問屋（定飛脚問屋取次所を兼ねる）も少なからず参加していたことが推察し得よう。

水谷家文書には廻漕会社と、廻漕取扱所関係の史料のみしか含まないため、恐らく海運業から撤退したものと思われる。東京の定飛脚問屋は明治5年6月に陸運元会社に改組し、同8年2月に内国通運会社と改称し、通運丸による河川航行を開始した。明治6年に水谷家は郵便取扱所を命ぜられ、内国通運と郵便業務に専念することになる。

② 内国通運会社松阪分社

(1) 分社と出張所

水谷家文書の中には陸運元会社関係の史料が収められておらず、明治8年以降の内国通運会社関係の史料が多く含まれている。陸運元会社との関係は、恐らくあったものと思われる。水谷久右衛門は「山城屋」の屋号を用いていないことから、明治6年には屋号を廃したのであろう。明治8年に内国通運会社松阪分社となる。この「分社」の語は江戸期にはなく、明治期になって登場する用語である。他に「出張所」があるが、こちらは内国通運会社規則に明記されていない。「分社」について内国通運会社規定における定義を次に掲げる。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

第壹條 分社條例

分社ハ本社ノ事業一部ヲ分チ其地ニ住スル株主ニ担当セシムルヲ以テ當社ノ諸規則ヲ遵守スヘキハ勿論左ノ條件ヲ準トシ、更ニ同盟改約スヘシ

第壹節 内国ヲ通運スル公私ノ諸物貨定式便宜ノ模様ニヨリ緊要ノ地ニ限リーノ分社ヲ設置スルモノトス

第貳節 分社ノ人員ハ本社ノ株主ニアラサルモ一名又ハ数名組合候共、其担当人ノ適宜ニ任セ随意タルヘシ、然レトモ本社ノ株主ニアラサル者ハ擔任者タルヲ得ス

第三節 分社ハ本社頭取ノ承知ヲ得、且其約定ニヨリ若干ノ線路通運ノ事業ヲ擔任スヘシ、然レトモ本社ノ定期通運便往復有之道筋ニ限り各自ノ都合ヲ以テ重複シテ物貨通運ノ事業ヲ開クヲ得ス

第四節 本社及分社ニ於テ通運セル物貨ヲ取次、或ハ之ヲ配達シ、或ハ人馬繼立ノミヲスル者ハ（當社株入ノ有無ニ拘ハラス）分社ト称スルヲ得ス

第五節 分社ニ於テ擔任セシ道筋往復通運ノ諸物貨及ヒ本社ヨリ受取りタル通運物品モ引受中ノ事故紛紜ハ其據（擔カ）任セシ分社ノ責トス

第六節 故ニ分社ハ其擔任セシ諸物貨難弁償ノ準備トシテ金三百圓以上三千圓迄事業ノ多寡ニ從ヒ抵當品ヲ本社ヘ差出スヘシ

第七節 前條準備抵當品ハ其分社營業中ハ本社ニ預リ置ベシト雖トモ分社廢業スルトキハ速ニ返附スヘシ

分社は本社事業の一部を分担し、現地における株主に担当させるものと規定している。水谷久右衛門は実際に内国通運会社本社株200円分を所有している⁽¹³⁾。分社の設置場所は諸物貨の「緊要ノ地」と限定する。荷物の賠償問題に関しては本社と分社のいずれかで受注した荷物であっても分社の輸送区間で損失が生じた場合は分社の責任を謳っている。さらに賠償支払いを前提として、事業の規模に応じて金300円から3,000円の間「抵当品」（廃業時に返還）を提出するよう定められた。

上記の規則の記述だけではなかなか分社の定義がつかめないが、荷物の賠償問題の箇所でも分社の責任全面負担を謳っているため、本社とは一線を画すことが窺われる。野口雅雄によると、分社は本社経理と全く無関係の独立採算制であり、対外的に「分社」の名称が紛らわしいため、明治22年に「代理店」と改称している。つまり分社は内国通運会社を名乗ってはいるものの、全くの別事業者ということになる⁽¹⁴⁾。実態は、江戸期の取次所とほぼ変わらないことになる。

出張所は、本社が設置することから本社と経理を同じくしており、今日風に表記すれば、本社直轄の支店となる。江戸期で言う出店（地域によって本社からの指導の度合いが異なるものの）と同じである。

(2) 松阪及び松阪近辺の継立所

江戸期に宿場内で人馬継立を担った問屋場は、明治5年に陸運会社に再編されたが、明治8年5月に政府の命令で解散となった。その後、人馬継立は内国通運会社の継立所として継承される。内国通運会社松阪分社も継立所を設置した。従来の問屋場と大きく異なるのは人力車夫と駕籠人足が継立対象に加わった点である。内国通運会社規則で定義するところの継立所の概要を確認しておきたい。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

第一節 継立所ノ事業ハ各地方分社或ハ取次所ニ於テ担当スベキ者トス、故ニ其分社、取次所ニテ事務ヲ執行スル者ハ別ニ内国通運會社継立所ノ看板ヲ掲表スベシ

第二節 継立所ノ事務ハ人馬等ヲ供給シ、本社及ヒ分社ニ於テ通運スル荷物ヲ通送シ、及公私ノ諸荷物ヲ継立或ハ之ヲ継通ス等最寄組合驛村申合継立規則ニ照準シ、適宜ニ執行致スヘシ、尤モ賃錢変更ハ必本社ノ承知ヲ得ベシ

継立所の事業に関して担当すべき主体として分社または取次所と規定している。付属施設のような位置づけでありながら別個に「内国通運会社継立所」の看板を掲げるように指示している。本社は、本社・分社荷物の通送に関して最寄りの組合駅・村と協議して継立規則に照らして円滑な人馬継立を要求する。さらには人馬賃金の改定に関しては本社の承諾を得るようにと

13 『日本通運 社史』（1962年）147頁。ちなみに内国通運会社頭取吉村甚兵衛は14,600円、副頭取の武田喜右衛門（旧嶋屋佐右衛門）は5,400円、同じく佐々木莊助（和泉屋甚兵衛奉公人）は2,000円の株式を所有した。

14 野口雅雄『日本運送史』（交通時論社、1929年）112、113頁

継立路	継立種別	継立賃(1里ごと)	会社手数料	備考
本道の分	人足1人	3銭5厘	5厘	※但し、雨中は2分5厘増す、夜中は5分増し、大雨・大雪は前段のこと
	人力乗1輛	6銭	6厘	
	馬1疋	9銭	1銭	
枝道の分	人足1人	4銭	5厘	
枝々道の分	人足2人	4銭5厘	5厘	

*水谷家文書26Q23—3「松坂通運人馬車継立所、御届」より筆者作成

表3 明治9年、松坂通運人馬車継立所の人足・馬賃

も述べている。

表3で明治9年の松坂通運人馬車継立所の人馬賃金を掲げる。人馬賃金に会社(松坂分社)が手数料を徴収している。江戸期と大きく異なる点は、本道(街道・脇往還)のほかに枝道、枝々道の人足賃金に関して規定しているところである。馬に関しては替えがなかなか利かぬため、当初から本道のみ規定されたのであろう。

(3) 明治12年の継立所

表4は明治12年(1879)2月付の三重県内の内国通運会社継立所と継立賃を一覧したものである。江戸時代の問屋場が明治5年に陸運会社に移行し、明治8年5月に陸運会社が廃止されると、人馬継立は内国通運会社によって担われることとなった。表4からは人足と馬の継立のほかに人力車の継立が加わっているのが特徴として窺える。また東海道と伊勢街道、大和街道の主要街道だけにとどまらず、大村道、久居道、田尻道、八太道など脇往還にも継立所を設置している。

これらは郵便制度と対応しており、内国通運会社が郵便制度下で委託業務として、特に現金輸送を担ったことから、通送路線の拡張を図る必要があったものと思われる。実はこの「改正里程表 三重管轄継立所地名」の史料は、写された史料(水谷家26Q23—6)があり、そこらは表紙に「秘蔵 藤田所有」、末尾に「明治十二年自費紙ヲ以て寫記ス、故ニ藤田範七秘蔵ノ品ニ候事」とある。この藤田は前号の拙稿でも触れたが、明治6年4月2日から明治16年5月3日まで松阪郵便局書記を務めた人物である。史料が作成された明治12年2月段階では藤田は郵便局書記であることは確かである。継立所の所在地は三重県下の郵便局の所在地とも重なり、明らかに郵便業務を遂行する上で役立てたものと推察される。

表4の継立網の整備が一気に進んだ事情として明治11年の明治天皇御巡幸が考えられる。東京から埼玉、長野、新潟、富山、石川、福井、滋賀、三重、愛知、静岡、神奈川、東京を73日かけて巡った。その折に人馬継立の体制が改めて整備されたものと思われる。

表5は明治13年の明治天皇御巡幸の際の人馬継立賃金である。伊勢神宮、山田、津の3カ所の人馬賃金が明記される。表6は人力車と馬車の会合所位置区域である。これらの表4—表6によって、明治天皇御巡幸前後に内国通運会社継立所の整備がかなり進んだことが読み取れる。明治天皇御巡幸を地域側が万全の態勢で迎え入れることができたのは、内国通運会社継立所の通送網がしっかりと構築されたからだと言えよう。

(4) 茅原村荷物継立所の新設

表4の継立所に至る前に継立所の改廃・新設の検討がなされたことがわかる。明治11年12月19日付で飯高郡大河内村徳田助右衛門方から都合のため隣村の辻原村の村田幸太郎方へ移転し

街道	継立区間	里程	人足賃	馬賃銭	人力車
東海道	桑名―四日市	3里23町2尺	16銭	無	18銭、15銭
	四日市―石薬師	2里30町28間4尺	16銭、12銭7厘	無	15銭、19銭
	石薬師―庄野	1里1町28間3尺	4銭	無	6銭
	庄野―亀山	2里3町2尺	8銭	無	12銭
	亀山―関	1里23町21間5尺	6銭	10銭5厘	9銭
	関―坂之下	1里21町28間5尺	6銭5厘	13銭5厘	13銭
	阪ノ下―土山	2里27町43間2尺	13銭6厘	29銭5厘	無
伊勢街道	四日市―神戸	2里29町23間4尺	13銭5厘	無	14銭
	神戸―白子	1里22町44間5尺	6銭4厘	無	7銭2厘
	白子―津	4里11町53間	17銭2厘	無	19銭2厘、25銭8厘
	津―松阪	4里13町22間2尺8寸	16銭	36銭	24銭、26銭4厘
	松阪―斎宮	2里19町41間5尺3寸	10銭	25銭	16銭5厘、15銭
	斎宮―山田	2里27町12間4尺2寸	12銭	30銭	18銭
	山田―宇治	1里5町40間5尺6寸	6銭4厘	15銭3厘	10銭2厘
	津―窪田	1里31町50間4尺	7銭4厘、7銭5厘	無、13銭1厘	11銭1厘、11銭2厘
	窪田―棕本	2里6町11間	8銭7厘	15銭2厘	13銭
	棕本―楠原	33町5間2尺	3銭7厘	6銭3厘、6銭4厘	5銭5厘
	楠原―関	29町58間1尺	3銭3厘、4銭	5銭8厘、7銭	5銭、6銭
大和街道	関―加太	1里22町36間4尺	6銭5厘、9銭3厘	13銭5厘、13銭2厘	無
	加太―上柘植	2里11町10間2尺	13銭、10銭5厘	17銭3厘、21銭	無
	上柘植―佐那具	2里11町57間3尺	9銭5厘、18銭7厘	8銭、18銭7厘	無、18銭1厘
	佐那具―上野	1里19町38間2尺	6銭5厘、7銭5厘	12銭4厘、11銭	12銭
	上野―嶋ヶ原	2里6町29間2尺	11銭、11銭5厘	18銭、20銭7厘	無
	嶋ヶ原―大川原 (京都府管轄)	1里18町	8銭6厘	15銭5厘	無
伊賀街道	津―片田	2里12町19間1尺	9銭3厘	無、16銭3厘	14銭
	片田―長野	2里14町6間4尺	12銭9厘	21銭5厘	25銭8厘、21銭5厘
	長野―平松	2里18町38間	16銭2厘	26銭7厘	無
	平松―平田	2里16町7間3尺	13銭2厘	21銭	無
	平田―上野	2里8町59間3尺	12銭、10銭	18銭4厘、18銭	無
名張街道	上野―古山	2里4町31間4尺	10銭、9銭	16銭、18銭	16銭、18銭
	古山―名張	2里25町45間1尺	13銭5厘、11銭5厘	20銭、22銭	20銭、19銭5厘
近江街道	佐那具―玉瀧	2里8町	10銭3厘	19銭6厘	無
	玉瀧―龍野 (滋賀県管轄)	1里18町	6銭9厘3毛	13銭2厘	無
上野街道	松阪―久居	3里半	15銭7厘5毛、14銭	35銭、28銭	26銭6厘、21銭
	久居―長野	4里	18銭、11銭6厘	32銭、36銭	28銭、36銭
初瀬街道	松阪―八太	3里半	15銭7厘5毛、14銭	35銭、37銭5厘	36銭6厘、31銭
	八太―大村	2里10町	11銭4厘	25銭1厘、20銭5厘	16銭、15銭9厘
	大村―垣内	2里	8銭、7銭8厘	13銭7厘、13銭4厘	11銭3厘、11銭7厘
	垣内―伊勢地	3里3町49間5尺	18銭、15銭	29銭5厘、13銭4厘	無
	伊勢地―阿保	35町17間2尺	5銭	9銭5厘	無
	阿保―名張	3里3町40間4尺	15銭	28銭5厘、28銭7厘	無
	名張―髭無 (堺県管轄)	2里23町	13銭5厘	26銭3厘	無
大村道	津―大村	4里	16銭、20銭	無、30銭	24銭、28銭

街道	継立区間	里程	人足賃	馬賃銭	人力車
久居道	津—久居	2 里	8 銭	無、12銭	12銭、10銭
大村道	久居—大村	3 里	13銭 5 厘、15銭	24銭	21銭
田尻道	久居—田尻	1 里	7 銭 8 厘、4 銭	14銭 1 厘、10銭 7 厘	9 銭 2 厘、6 銭
八太道	久居—八太	1 里 3 町	5 銭 5 厘、4 銭	10銭、10銭 7 厘	8 銭、6 銭
和歌山街道	松阪—大石	4 里23町39間 2 尺 5 寸	18銭、17銭 6 厘	44銭、40銭	28銭、35銭
	大石—宮ノ前	3 里 5 町52間 3 尺 9 寸	13銭 2 厘	30銭	26銭 4 厘
	宮ノ前—七日市	3 里26町11間 5 尺	17銭 8 厘	40銭	無、35銭 2 厘
	七日市—波瀬	2 里20町58間 5 尺 7 寸	13銭 2 厘	30銭	無
	波瀬—鷺家	5 里	27銭 5 厘	75銭	無
新宮道	松阪—相可	2 里24町	11銭 2 厘、13銭 3 厘	27銭 5 厘、26銭 7 厘	17銭 5 厘、16銭 7 厘
	相可—粟生	4 里	20銭	40銭	28銭
中街道	田丸—相可	3 里	13銭 5 厘、15銭	30銭	20銭 1 厘、21銭
	相可—大石	3 里	15銭、13銭 2 厘	30銭	21銭、26銭 4 厘
	大石—上多気	4 里	17銭 6 厘、20銭	40銭、32銭	35銭 2 厘、
	上多気—神末	3 里	18銭	27銭	無
熊野街道	山田—田丸	1 里28町57間 2 尺 4 寸	9 銭	22銭、20銭	13銭、13銭 5 厘
	田丸—相鹿瀬	2 里17町 7 間	12銭 5 厘	25銭	無
	相鹿瀬—粟生	3 里10町28間 5 尺	15銭	無	無
鳥羽街道	山田—鳥羽	4 里 1 町50間	20銭	48銭、無	32銭、無
	鳥羽—上ノ郷	3 里33町19間	23銭 5 厘	無	無
	宇治—鳥羽	3 里28町	18銭 9 厘	無	37銭 8 厘
上ノ郷道	宇治—上ノ郷	4 里 9 町	33銭、15銭 5 厘	無	無
川俣街道	田丸—丹生	4 里	18銭	40銭	26銭
	丹生—宮ノ前	4 里25町	23銭 5 厘、20銭 7 厘	44銭 1 厘、47銭	40銭 8 厘 5 毛、41銭 4 厘
四日市道	白子—北若松	1 里 8 町	4 銭 9 厘	無	5 銭 5 厘
亀山道	白子—亀山	3 里18町	14銭	無	15銭 8 厘、無
治田街道	上野—治田	2 里12町	11銭 7 厘	19銭	無

	地名	船路	乗合	馬荷 1 駄	人力車賃
	熱田	7 里、干潮10里	8 銭	無	18銭
	前ヶ須	2 里	2 銭	無	4 銭
	大垣	10里	10銭 4 厘	無	無
	笠松	10里	12銭	無	無
	熱田	10里	11銭	22銭	22銭

* 水谷家文書26Q23—5 「三重管轄継立所地名」、水谷家文書26Q23—6 「改正里程表 三重管轄継立所地名 秘蔵 藤田所有」より巻島作成

表 4 明治12年2月、改正里程表、三重管轄継立所・人馬継立賃銭

目的地	継立種別	数	賃銭	1里ごと	手数料
斎宮（里程2里19丁）	人足	1人、7貫目持ち	15銭2厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り1輛	15銭2厘	6銭	6厘
		2人曳1輛	30銭4厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋、40貫目まで	22銭7厘	9銭	9厘
山田（里程5里10丁）	人足	1人、7貫目持ち	31銭6厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り1輛	31銭6厘	6銭	6厘
		2人曳1輛	63銭2厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋	47銭4厘	9銭	9厘
津駅（里程4里13丁）	人足	1人、7貫目持ち	26銭2厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り3輛	52銭4厘	12銭	6厘
		2人曳3輛	30銭6厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋	39銭2厘	9銭	9厘

但し、夜増しは定額賃銭の5割増し、雨増しは定額賃銭の3割増し

手数料は常備の外は受け取らない。定額賃銭は全額を渡すこと。櫛田橋、稲木橋、渡船と橋銭は別途もらい受ける

*水谷家文書26Q15—2「御通輦二付上伸御用留」に基づき巻島作成

表5 明治13年5月20日付、松阪駅—斎宮・山田・津人馬継立賃銭

	行事の名前	地名					
人力車	松阪川井町 関末吉	川井町	西町	船江	塚本	曲り	野村
		西ノ庄	阿形	井村	大足	外五回	藤ノ木
		岡本	西野	深長	岩内	伊勢寺	八重田
		田牧	殿村	大平尾	大塚	獵師	新松
		久保田	矢津	勢津	丹生寺		
	松阪中町 大折末松	本町	魚町	中町	鎌田	石津	荒木
		郷津	高町屋	大口	大黒田	小黒田	田村
		立野	桂瀬	笹川	大河内	辻原	阪内
		殿町	新座町	新町	内五回	矢川	
	松阪愛宕町 井ノ上彦三郎	愛宕町	湊町	白杉町	西岸江	東岸江	垣鼻
		田原	大津	久保	下村	上川	駅部田
		山室	日野町				
	豊原村 奥田金兵衛	豊原	櫛田	射和	阿波曾	莊村	御生菌
		上蛸路	下蛸路	八太	中萬	山添	安楽
		山下	和屋	立田	朝田	佐久米	大宮田
		西野々	古井	西黒部	清水	菅生	上七見
		新屋敷					
	早馬瀬村 記載なし	早馬瀬	横地	目田	伊勢場	法田	稲木
		高木	松名	瀬	久保	川島	新聞
		保津	魚見	六根	腹太		
	井中村 記載なし						
馬車	松阪 村田勝蔵	飯高郡					
	豊原 稲木村 永井鉄四郎	飯野全郡					
旅籠屋	西町 櫻井平蔵	飯高郡、松阪部					
	中町 奥野甚右衛門	記載なし					
	豊原 阪倉房吉	飯野郡、豊原部					

*水谷家文書26Q18—13に基づき巻島作成

表6 人力車・馬車会合所位置区域・旅籠屋区域

た。その届が三重県令岩村定高宛てに提出された。

また明治11年12月19日付で水谷久右衛門は、茅原村の鈴木万之助、森井清之助らと連名で三重県令岩村定高宛てに茅原村に荷物継立所を設置する届けを提出した。

【史料】「明治十二年 横野継立書類」(水谷家文書26Q24—1)

御届

一 御管下飯高郡茅原村之義ハ従前ヨリ荷物継立所等之設ケ無之候処、方今同村ニ於テ運搬物品有之候ニ付、同所江継立所等設置候ハ、衆人便利之趣ニテ當社継立係出張取扱方等之儀、同村ヨリ協議之次第モ御座候ニ付、東京内國通運會社江照會中ニ候得共、差向不便之趣ニ付、一時右茅原村——地鈴木万之助所有式番地江出張川陸運搬等取扱候間、此段双方連署ヲ以御届奉申上候也

内國通運會社

松阪分社

明治十一年十二月十九日

水谷久右衛門 印

飯高郡

茅原村

鈴木万之助 印

右村同掛

森井清之助 印

三重縣令岩村定高殿

上記は荷物継立所の新設に関する届書であるが、内国通運会社に照会中であるため、一時的に継立所を仮設するという内容となっている。こうした動きの背景には荷物運搬件数の増加が理由として考えられるが、現地における判断が優先されている。内国通運会社での照会は通過したようであり、茅原村は誓約書を提出した。以下の12カ条の遵守を誓約している。

【史料】「明治十二年 横野継立書類」(水谷家文書26Q24—1)

誓約書之事

一 今般御社継立係ヲ飯高郡茅原村鈴木万之助所有式番地江出張諸荷物水陸運搬方御取扱相成候ニ付テハ右取扱方大河内村徳田助左衛門、廣瀬村長谷川右八郎、茅原村鈴木順之助、同村鈴木萬之助共江御委任被成下候ニ付、件款十二ヶ條誓約仕候処如左

第壹條

一 御社ノ御規則ヲ遵守シ、実直方正互ニ親睦懇和ヲ以取扱可致ハ勿論荷主ヘ對シ深切丁寧ヲ旨トシ且粗暴之言辞ヲ吐露致間敷候事

但し双方ノ中不和合ヲ相生し候節ハ御社ノ御差圖ニ随ひ如何様共進退可仕候事

第二條

一 当出張所ヘ受負候諸荷物ハ総テ御社御規則之通取扱可申候事

第三條

一 當出張所事業上ヨリ起発スル一切之事故ハ渾テ御社江具状スルト雖トモ決シテ御迷惑相懸ケ申間敷ハ勿論事務上ニ付粗漏不注意ヨリ生ズル難事損失ハ一切私共ニ於テ弁償可致候事

第四條

- 一 前條の場合ニ於テ若大難事ニ罹リ私共身代ニ難償候節ハ引請証人ヨリ弁償可致候事

第五條

- 一 事務上ニ付、不法不正及ヒ粗略之為ニ御社へ損失ヲ招キ候様之儀有之候ハ、相當之償ヒ可致、猶不足相生シ候節ハ引請証人ヨリ弁償可致候事

第六條

- 一 万一御規則ニ悖リ聊ニテモ不都合之儀有之、何時解放相成、更ニ該地ニ於テ何れへ御取設相成候トモ一言之申分無之候事

第七條

- 一 當出張所ハ當三ヶ年ヲ一期トシ、出張所御設相成候儀ニ付、期限中御成約申上候通取扱可仕候事

第八條

- 一 第七條ノ如ク期限ヲ定メ出張相成候へ共、御社之御都合ニ據リ期限ノ変換可有之候事

第九條

- 一 當出張所ノ儀、益金ハ毎月々末双方立會精算可致事
但し此精算書一通ヲ製シ、御社へ送上仕事

第十條

- 一 當出張所得益金惣額ヲ何分トシ其何分ヲ御社へ渡シ、其何分（四名姓名記入）取、分賦可致候事

第十一條

- 一 當出張所事務上計算上ニ就テ諸帳簿且其他共何時御監査相受候トモ敢テ相憚ル処無之候事

第十二條

- 一 當出張所ノ印判ハ荷物受取書、送状、判取帳及事業上ニ関ス往復文書ニ限り相用ヒ其他ノ事ニハ決シテ相用ヒ申間敷候事
右之條々確守可致候、依テ誓約書、如件

明治十一年十二月十五日

大河内村	徳田助左衛門	印
右証人	徳田助八	印
廣瀬村	長谷川右八郎	印
右証人	鎌倉岩市	印
茅原村	鈴木順之助	印
右証人	上嶋清吉	印
同	鈴木萬之助	印
右証人	小坂藤八	印

条文に出てくる「出張所」は紛らわしいのであるが、内国通運会社規則に出てくる出張所とは全く意味が異なる。水谷久右衛門がかなり介入していることから、あくまで松阪継立所の出張所というニュアンスで使われている。重要なのは荷物損失への賠償責任、継立所の期間（3カ年）、益金の分担である。

(5) 横野村継立所

横野村継立所の事例も明治11年12月3日付で一志郡上多気村、同15日付で飯高郡丹生村荷物

惣代、同20日付で一志郡奥津村惣代からの依頼書が飯高郡横野村用掛宛てに提出された。文章はいずれも判を押したように同じである。上多気村の依頼書を次に掲げる。

【史料】水谷家文書26Q24—1

依頼書

一 拙者共近來荷物送り方馬夫等エ直ニ相渡シ来リ候処、毎々不都合多ク迷惑致シ候ニ付テハ御村方ニテ荷物継立方御世話ニ預リ度其筋エ御談シ被成下候様一同ヨリ御依頼書ヲ申上候、以上

一志郡上多気村

荷主惣代

明治十一年十二月三日

石丸善九郎（印）

三木六左衛門（印）

横野村

用係り

御中

【史料】水谷家文書26Q24—1

通運継立所御取設願

當横野村儀者従前より荷物輻輳之地ニシテ運搬物継立方最モ便利之地ニ有之候處、不幸ニシテ継立所等之設ケ無之候、就テ者夫カ為衆庶之不便ヲ醸し、不都合之儀往々有之、依テ過般來松阪通運会社江向再應御取締方御依頼ニ暨ヒ置候次第も有之近々諸般御盛大之御時勢及之候處、斯不便ヲ醸し候テ者實以歎息之至リニ不堪候ニ付、何卒通運継立所御取設ケ被成下度、取扱人之儀者左ニ

三重縣飯高郡横野村

拾壺番地

北出豊三郎

右之者撰挙仕候間、御聞済之上御申付被下度連署ヲ以此段御願申上候、以上

三重縣伊勢國飯高郡

横野村惣代

武藤又四郎（印）

同村拾壺番地

北出豊三郎（印）

内国通運會社

正副頭取

御中

図1を参照していただきたいが、横野村とは依頼書を提出した3カ村の中間点に位置している。その東隣りに大石村がある。

水谷久右衛門は、内国通運会社本社へ手紙を認め、横野村に継立所を設置するように訴えている。



図1 横野村継立所の位置（グーグルマップに筆者加工）

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

諸ハ飯高郡中山邊村々より當一件及ヒ其他へ運搬之物品有之候処、是迄牛馬夫等自儘勝手ニ受負、互ニ道路ニ於テ交換し、又ハ荷積問屋杯与唱へ、所々ニ於テ猥リニ荷物ヲ受負、継立等致し候ニ付、不都合頼致、苦情も不尠候ニ付、一昨年来乍不及、當店附属之者其辺々江出張、馬夫等且夫々江説諭し、其最寄継立所ニ取締向等之儀相議し候処、右當分ハ互ニ情実ヲ現し候様ニ茂有之候処、右最寄継立所ハ大石村継立所ヲ便ニスル而已、然レ共右大石村ハ同郡中横野村江出荷村々ニテハ不適當之地ニ付、反テ不便ニ有之候趣、且ハ牛馬夫等ニ於テ茂兎角旧習ヲ脱セス、往々不都合之儀有之候処、官ニ於テ茂其聞へ等モ有之候事ニ付、今般別紙甲号之通、御布達相成候ニ付テハ不適當之場所ニアル荷積問屋等ハ断然御差留之姿ニ付、一時其邊々ニ於テハ運搬之渋滞ヲ醸し不便ヲ生し候処、同郡中最モ便利之眼目ニ致候所ハ別紙乙号畧圖中、前頭横野村ニシテ、此度別紙兩号之通、荷主中々同村用掛元へ依頼之候趣ヲ以右用掛中より別紙丁号之通、申越候ニ付テハ之ヲ傍視致居候儀ニ無之候ニ付、右横野村ニ近ズク継立所ハ前書矢張大石村ニ有之候ニ付、直チニ同所へ出張、双方之実況ヲ熟知仕候処、右大石村継立所之儀ハ旧幕之御傳馬所より續キ、漸ク通運之名義ヲ相受候而已ニシテ其旧弊ヲ不去、且ハ現今ニ於テハ一旦家産ヲ破散シ、一ノ山家屋ヲ以取扱居候事ニ付、数駄之荷物ヲ引受、保護致し候場所も無之、猶又追々疲弊之姿ニ付、是迄荷主ニ對シ不信ヲ懷キ、不都合之儀モ不尠歟、自今取扱人ハ今日ハ裁判所なるハ警察署ト御換（喚カ）出しヲ蒙り居候地ニテ兎角不在ニ有之、其取扱ノ事務ヲ不出候ニ付、同所ニ於テ迎も此便利ヲ相關キ候場合ニ限至荷主ニ於テも前條之義ニ付、同所江委托ヲ致候者無之、又飯高郡中荷物ノ便利ハ同所ニ於テハ不適當之景況ニ付、當社ニ於テも深心配仕、種々便利ノ方法も相議し候得共、何分大石継立所疲弊之姿ニシテ、負債ニ於テハ前條今日官ノ責ムル所に相成居候事ニ付、前頭横野村へ出張候ハ、自然大石驛義も現捨置候ニ付、万端取締向等申談、世話致候ハ、永續之場ニ立直り候儀与存候、最モ大石与横野村トノ山邊ハ荷物出口ハ区々ニシテ兼用候儀ハ必ス不便ニ有之、仮令い東海道之如キ甲驛ハ乙驛江与順路継送候訳ニ無之候ニ付、斯別紙之通之場合ニ差廻し候事ニ御座候、地方廳ニ於テも御保護有之候事ニ付、傍觀座視候場合無之候間、右横野村へ當村継立係ヲ出張、其便利ヲ開キ候ハ、双方之都合ヲ得、通運之名義も隆盛御儀ニ有之候歟、右御評議之上至忠何分

之御回答有之度、此段相願候也

水谷久右衛門

十一年十二月廿四日

東京

内國通運會社

御中

(傍線部筆者)

水谷久右衛門は、最も便利な場所は横野村であると主張し、大口村は旧弊を去らず、家産も一旦破産しているなど難点を掲げ、横野村に継立所を設置することこそが大口村をも生かし、内国通運の「隆盛御儀にこれ有るべく候か」と結論づけている。久右衛門の書簡に対して内国通運会社は以下のように回答した。

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

伊勢國松坂驛

内國通運會社分社

緘 水谷久右衛門殿 (角印1)

(角印2) 貴答

※角印1は朱印「東京日本橋/佐内町内國/通運會社」、角印2は「手人便」

然者今般御管下荷積問屋之者往々當社類業之所為有之ヲ以、御布達之寫等御回送相成、正ニ請取夫々致御手前候、就而ハ御縣下各荷主ハ別紙圖面之通り、横野村へ継立所設置致し呉候様依頼之趣等も有之、旁更ニ貴社ハ開設シ出張御取締被成度、且右驛大石継立擔當人ハ近来疲弊之趣ヲ顯シ、取扱ノ事務ヲ不盡ルヨリ種々不都合之廉も不尠故ニ前件出張諸般御取締有之候ハ、旁永續之御見込も可有之由等御申立之趣、至極御尤ニ而存候得共、右儀他村へ出張シ取扱候義ハ不容易趣意無之而ハ差支申候、殊ニ新設取扱候共其答無之義与被察候条、該村希望之者有之候ハ、得与緒約可致御撰挙之上、重而御申立可被成候、此段及御答候也、

十二月廿八日

本社

水谷久右衛門殿

内国通運会社本社でも久右衛門の具申を検討した結果、その主張するところに納得している。久右衛門の根回しが功を奏した結果となり、その上で横野村から継立所の設置願いが正式に提出された。

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

通運継立所御取設願

當横野村儀者従前より荷物輻輳之地ニシテ運搬物継立方最モ便利之地ニ有之候處、不幸ニシテ継立所等之設ケ無之候、就テ者夫カ為衆庶之不便ヲ釀し、不都合之儀往々有之、依テ過般来松阪通運会社江向再應御取締方御依頼ニ暨ヒ置候次第も有之近々諸般御盛大之御時勢及之候處、斯不便ヲ釀し候テ者實以歎息之至リニ不堪候ニ付、何卒通運継立所御取設ケ被成下度、取扱人之儀者左ニ

三重縣飯高郡横野村

拾壹番地

北出豊三郎
右之者撰拳仕候間、御聞濟之上御申付被下度連署ヲ以此段御願申上候、以上
三重縣伊勢國飯高郡
横野村惣代
武藤又四郎（印）
同村拾壹番地
北出豊三郎（印）
内國通運會社
正副頭取
御中
前書之通、願出候ニ付、奥印進達致候也
明治十二年四月三日
伊勢松坂分社
水谷久右衛門

明治12年4月8日付で内国通運会社より水谷久右衛門宛てに「本月三日附ヲ以横野村繼立所ノ御依頼之件、弥承諾いたし候事ニ相決シ候間、取次及び繼立所約定書下案之通り証券界紙江相認メ御差越シ相可被下度候也」と報せた。5月20日付、三重県令岩村定高署名で許可が正式に下りた。

3 内国通運会社取次所を巡る問題

(1) 取次所とは

取次所は明治期ではどのように規定しているのだろうか。江戸時代から存在する飛脚問屋を取次代行する業者のことをいう。次に内国通運会社規則を掲げる。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

當社ノ規則ニ從ヒ通運ノ物貨ヲ受次或ハ公私ノ諸荷物ヲ繼立致候者從前取扱所ノ名号ヲ表シ候處、自今内国通運會社取次所ト改稱スヘシ、但シ當社中ノ荷物水路運送約束スル者（分社、取次所ニアラサルモノ）ハ内国通運會社聯合ヲ片書トシ、何地何々社・所名ト記スヘシ、尤モ内国通運會社ヘ關係セサル相對荷物ノ請取証書ヘハ右片書ハ用ユヘカラス、故ニ之ヨリ生スル事故云々ハ於當社決テ其責ニ當ラス

第一節 取次所ハ本社及分社引受ノ通運物貨ヲ受取置、又其通運シ來リシモノヲ其地或ハ近傍ヘ配達スヘシ、故ニ本社ノ株主タラザルモノモ其地ノ住人ニシテ身元確實ナルモノニ限ルヘシ

第二節 取次所ハ本社及ヒ分社ニ於テ難事損失ノ辨償ヲ受合タル物貨ノ配達ヲ委任スルヲ以テ身元正シキ者ト雖トモ貳名以上必ス引受証人ヲ立、且其取扱品ニ充備スル証書ヲ出スヘシ

第三節 故ニ諸物貨取扱高ノ模様ニヨリ相當ノ身元金或ハ準備抵當金ヲ差出ス者トシ、其金額ハ本社頭取ノ決議ヲ以テス、故ニ是ヲ拒ミ出サ、ル者其取次所タルヲ得ス

但シ、正金ニ限り元金年六分ノ利子ヲ其本人ヘ渡スヘシ

第四節 本社頭取ノ決議ヲ以テ其取次ヲ免シ、或ハ本人ノ願ヲ以テ取次ヲ辞スル時ハ其身元金抵當品ハ速ニ返附スヘシ

第五節 取次所ノ者事業上ニ粗畧及不法不正ノ筋有之為メニ會社ノ損失ヲ來ス事アル時ハ差出置タル身元金或ハ抵當品ヲ以テ為償、尚不足ヲ生スル時ハ其本人ハ勿論其次第二ヨリ引受証人ヨリ辨償セシムヘシ

第六節 取次所ニ於テ受取置タメ物貨ハ其運賃高ニ應シ、規則ノ通手數料ヲ渡スヘシ、故ニ本社或ハ分社ヘ受渡ヲナサ、ル物貨ニ生スル難事ノ損失ハ一切其取次所ノ責任タルヘシ

上記の取り決めで重要なのは、荷物への賠償責任、身元金（または準備抵当金）を提出することに尽きる。基本的に荷物が損失した場合、取次所が弁償し、取次所が弁償できない場合は身元金また抵当金を弁償に充てるものと規定している。

(2) 長嶋浦取次所

明治18年（1885）2月から3月にかけて長嶋浦取次所の設置を巡って、内国通運会社本社は松阪分社と手紙のやり取りをしている。取次所の設置に関しては本社がむしろ積極的な姿勢を示しているが、現地の松阪分社には消極的な姿勢が窺える。

図2を参照していただくと、松阪と新宮とのほぼ中間点に長嶋浦が位置している。内国通運会社本社はこのルートに取次所を設置しようと松阪分社に打診の書簡を当てた。



図2 長嶋浦取次所の位置（グーグルマップに筆者加工）

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

貴驛分和歌山縣下新宮ニ至ル距離四十里ニ垂トスルモ右間路ニ當社取次所設置無之、為メ

ニ貴社江及御送付候貨物ハ途中旅亭或ハ長島浦松井利吉江配達相托シ相成候義も有之哉ニ承知致し、懸念不叶就而ハ長島浦ハ中央之土地柄、殊ニ戸数も八百有余之由ニ付、當社取次所設置候ニ者屈竟之地位共被考候条、尚御管見も有之候ハ、御申越有之度、此段御照会候条至急御報有之度候也

十八年二月廿一日

本社

松阪分社御中

内国通運会社本社は長嶋浦取次所の設置に前向きの姿勢が窺えるが、「御管見もこれ有り候はば御申し越しこれ有いたく」と松阪分社に配慮した文面となっている。やはり現地の地理と事情に詳しい松阪分社の意見を徴しようとする意図が明確に見える。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

本月廿一日、御認之尊翰相達、拝見仕候、時下未タ餘寒退カス候ヘトモ愈々御社栄奉欣賀候、豫テ御照会ニ預り候弊駅ヨリ和歌山縣下新宮ニ到ル距離四十里ニ垂ントスルモ右間路ニ取次所無之云々御書通之趣、謹承其途中ニ達スル通送物ノ配達、旅亭或ハ長嶋浦松井利吉等ヘ托ス義モ有之云々之儀ハ兼テ御承知之通、該縣下新宮ニ到ルノ沿道ハ皇国ニモ其名著シキ熊野ト称シ、山岳巍々トシテ嶮岨ヲ極メ夜ニ至レハ狼猪人ヲシテ危険ニ陥ラシメシヲモ有之故ニ脚夫投宿ノ時間ヲ量リ或ハ長嶋ヨリ脇道ニ入込シ地ニ配達モノ道之ヲ達シタル時ニハ宿泊ノ定駅ニ到ルニハ心ス、夜ニ入御見認ムル時ニハ万一定宿等ヘ依頼可致事ヲモ可有之候ヘモ精々ハ直達候様注意罷在候事ニ御座候、最モ弊方ハ從來ヨリ新宮ニ到ル沿道通行業務專一ニ罷在、定宿ノ外投宿ハ不仕決メ、間村不安心ノ旅宿等ヘハ投宿不仕様注意罷在候義ニテ別段是迄不都合ノ義モ無之ト自認罷在候、猶亦当松阪駅ハ隣駅ニ比スレハ誠ニ狹隘偏小ノ地ニシテ物貨ノ入出モ僅少且加フルニ土地追々衰微ヲ告ケ、既ニ自今本業ノミニテハ活路モ如何ヤラント苦慮罷在候折柄從來弊方受持ト御認可相成場所ヲ分割相成、一ノ取次所御設置ニ相成候テハ甚困却ノ仕合、夫是出格之御詮議ヲ以右事情深ク御熟察被成下、長嶋駅取次所設立ノ義ハ御見合セニ預り度候様奉願上候、右御承知之旨甚タ乍御手数御回答ニ預り度、是亦深ク奉願上候、先ハ貴酬迄如此ニ御座候、頓首

十八年二月廿八日

松阪分社

水谷久右衛門 印

本社御中

上封ハ頭取佐々木莊助宛 親展トス

水谷久右衛門は右に続いて3月3日付で森本伊助と米林乾吉宛てにも1通ずつ書き送っている。松阪分社の見解を了解した上で、本社側はさらに次のような書翰を送り、長嶋浦取次所の設置案について再度諮問する形を取っている。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

御書翰披見、然者貴驛ハ和歌山縣下新宮ニ達ル距離不近ニ付、中央長嶋浦辺ニ於テ當社取次所設置無之テハ指支之儀モ可有之哉ニ付、尚御異見モアラハ御申越相成度旨及御達至候處、山岳巍々トシテ嶮岨ヲ極メ殊ニ猪狼ノ危険モ有之、脚夫之者投宿ノ時間ヲ量リ、或ハ定宿等江依頼配達等可相成事モ有之由、将タ貴驛之如キハ土地狹隘ニテ物貨ノ出入モ僅少之折柄ニ付、貴家受持於道路中取次所設置候ハ御不都合之趣、懇々之御申立委細了承致候

得共、御承知之通驛傳取締準則御発令ニ付而ハ不違御着手可相成、然上ハ右様嶮岨之支道ハ殊更ニ驛傳所御設置可多モノト被考候条故ニ貴家ヨリ先ンシテ中央長島浦松井利吉為人正実ニテ身元相應之者ニ候ハ、御誘導取次所契約致候方却御貴君ノ権理ヲ伸暢スルニ庶幾ンヤト致推察候条、御勘考之末今一慮御申出有之度、此段再及御質問候、以上

十八年三月六日

本社

松坂分社

水谷久右衛門殿

水谷久右衛門は内国通運会社の佐々木莊助宛てに手紙を認めた。些か長いが、水谷久右衛門の実感を籠めた論理立った見解なので全文を引用する。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

邦書拝啓、時下稍々春色を呈し候処、貴社愈々御盛昌奉欣賀候、陳者曾テ御照會を蒙り候紀州牟婁郡長嶋浦邊ニ於テ本社之取次所設置云云之貴書翰ニ對シ客月廿八日附ヲ以該地之狀況山岳巍々トシテ嶮岨を極メ殊ニ猪狼の人をして危険に陥らしむるの患ひも有之、旁以脚夫之投宿に時間を量らざれハ或ハ不慮の災害なきも復た保んすべからず、故に正実なる定宿へ稀に委託可致義モ有之候へ共、精々直達を要し右等之義ハ万中の一ニなるのミ云云、猶亦松阪驛は土地狹隘にして物貨の出入も究めて僅少之折柄、當社受持道路中へ取次所御設置被下候てハ困却之仕合ニ付、何卒出格之御詮議ヲ以御見合ニ預り度義奉願上候、書翰を邦投するや其日より久右衛門至心に神仏に物忌ミ仕、精進潔斎以て安心ナル貴君之到ルを一日三秋之思ひを為し奉相待候処、本月六日發之御邦書ヲ以委曲御了承之旨被仰下、于茲其厚意を奉謝上候、然ルニ彼の驛傳取締準則御發令ニ付テハ不違御着手可相成ものト御賢考相成故ニ拙方ヨリ先ンジテ長嶋浦松井利吉タル人正実ニテ身元相應之者ニ候ハ、右同人誘導取次所契約可致方却テ當分社之権限ヲ伸暢スルニ庶幾ンヤ云云ト至矣盡矣之御懇諭を辱ふし、実ニ恐泊之至ニ奉存候、抑々モ長嶋浦之地形たるや三面山を圍ひ峻岳峨々と聳へ、一方ハ海面に突出したる可捕魚場にして浦人多くは漁業を生活として罷在候地ニ候へハ商賣軒を並へ運輸盛大の驛路と中程之地格にハ無之候、則聊カ鄙意を左ニ述ん今は昔し旧幕の頃、紀州牟婁郡北山御材木の御用向（当時、徳川家ノ用材ヲ北山ヨリ伐出セシモノ也）有之候へハ幕府ヨリ特ニ拙家へ御紋附之御繪符、御封箱、御灯燈（當時の唱呼ヲ用ユ）等を賜りき、且亦新宮藩（水野大炊頭）の御用其外紀伊公等の御用達相勤メ以テ南紀地方へ通御用辨スルヲ給ト三百年に垂々トシテ、此業を相営ミ以テ本社之流を相汲居候義ニ御座候、而して彼の幕府の頃に有名なる御茶壺を始めて通送せし権輿は拙方なりと云ふ、猶傳へ聞く御茶壺を荷造る時ハ權威赫々として彼の御紋附とせし、高張灯燈を照して、威を示せしとなん、其茶壺たるや当地南方川端てふ処に産出せしを徳川將軍へ奉りしを濫觸として後而宇治の茶を奉りしと云ふ、斯く長々敷贅文を呈出仕候へハ定而拙方ハ封建未開の殘夢いまた覚ざる歟との御譴責を蒙らん歟、なれとも是レ則此業の嚆矢を識るの一端にも有之、且故きを温祢（め）て新きを知るの謂にして封建鎖港の大古に遡洄し、永く今日に本社之浴澤を蒙り居候ハ格別比類も無之哉ニ奉存、愈々慎々本社之恩遇を感謝し併せて此業を創起したる小家之祖先に對し報酬せざるべからず、是を報酬する道は業務を大切に為るし受継来る処の我受持場所を永遠ニ保持するに可有之歟ニ愚慮仕候、且亦當国及志ナ国等にずいぶん戸数彼の長嶋浦に幾倍する土地にも未タ取次所設置無之箇所も有之哉ニ奉存、就中皇国の三良港とも称せし某地は旧城下にして今は電信あり、郵便あり、郡役所あ

り、常に和洋の船舶輻輳し随分小都會とも謂ふべき地スラ或る分社の所轄にして辨用缺かざるを以て未だ取次所無之が如し、乍去此例を引て長嶋浦へ断して取次所設置御見合セニ預り度トハ不申上候へ共、前縷々記述仕候通り之譯合、猶是迄前段不都合も無之、加フルニ前便申上候通り當地ハ偏小、殊ニ寂寥の土地柄ニ候へハ実に本業のミにてハ生活の道難相立候へ共、如上叙述之通り数百年来本社之浴澤を蒙り九候事ニ候へハ本社のあらん限りは細々にも相営まんと小家之祖先に對し、祈念罷在候義ニ御座候、其微衰之切ナル所を御憐察被成下、何卒長嶋浦之處ハ當分社之取次所トいたし、松坂通運分社取次所之看板を掲ルニ仕、則同地ニ於テ身元相應ナル正実之者相撰ミ、事務為取扱度奉存候、苟モ南牟婁北牟婁ノ兩郡役所之御用ヲモ相蒙り罷在候義ニ候へハ夫是之事情宜敷御了承被成下、願意御採擇被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、則愚書ニ通相認奉差上候間、一ハ本社へ御止置、一ハ拙方へ御聴済之御証印被成下、御却送被成下度、此段謹而奉懇願候、頓首

伊勢國松阪分社

明治十八年三月十七日

水谷久右衛門（印）

内国通運會社本社

佐々木莊助様

森本伊助様

米林乾吉様

貴下

最後の手紙は幾分か長嶋浦取次所の設置について見合わせるように訴える姿勢から譲歩して、設置するにしても松阪分社管轄下に設置してくれるように譲歩している。とは言え、これだけの長文には読む者も圧倒されたであろう。

内国通運會社本社は水谷久右衛門宛てに次のように送った。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

丙第六十号

本文之趣、事情相察候儀も有之、夫々ノ旨（カ）御承諾候、且松利（※松井利吉のこと）ノ中央長嶋浦ニ貴家取次所設置方ハ不取締無之趣御心得可有之、尤開設相成候上ハ地名番号及ヒ人名等詳細御申出可有之趣旨及御指揮候也

十八年三月廿一日

本社

本社は長嶋浦取次所の設置を水谷久右衛門に委任する形で承諾させた。長嶋浦取次所設置を巡る水谷久右衛門と内国通運會社本社との書翰から浮かぶ関係は、一方的な上下関係というよりも本社と分社との協力関係と捉えることができる。それは江戸期の江戸定飛脚問屋仲間と取次所との関係に裏付けされたものであり、実績があるからこそ水谷久右衛門は本社にここまで物申せるのだと言えよう。

おわりに

水谷久右衛門が関った廻漕会社及び廻漕取次所、内国通運會社松阪分社の業務実態の一端について垣間みた。廻漕会社は明治3年に創業し、ここから日本の近代海運業の萌芽が始まるように記述されることが多いが、少なくとも幕末期の廻漕方まで遡ることができる。松阪廻漕会

社は、東京—大阪間の航路途中の寄港地として海と内陸をつなぐ運送拠点であった。宮宿の小嶋権兵衛と貝谷権左右衛門、四日市宿の黒川彦左衛門、そして松阪の水谷久右衛門など江戸期の旧飛脚取次所が関わっていた。廻漕会社は廻漕取扱所、最終的に日本国郵便蒸気船会社へと移行するが、最終的には日本政府の信頼を勝ち得た三菱会社によって海運業が独占される形となる。定飛脚問屋は陸運元会社、内国通運会社への移行期の中で、通運丸の利根川、江戸川、東京湾航行に見られるように海運業から河川航行による貨客運搬へと軸足を移すことになる。

水谷久右衛門は内国通運会社松阪分社として、また松阪郵便取扱所（後に松阪郵便局）として内陸輸送事業に傾注した。水谷久右衛門は一身にして内国通運事業と郵便事業を兼業したわけであるが、内国通運が郵便制度の現金輸送の部分を担当したことから、制度上では松阪郵便取扱所（松阪郵便局）の委託業務を内国通運会社松阪分社が請け負った形となる。内国通運会社の継立所、取次所の設置に関しては、久右衛門が地域の飛脚問屋以来の歴史を担保に本社に対して一程度の影響力を持ったことがわかった。本社へ姿勢の強さは地域事情への明るさと信用に裏付けられていたと言えよう。中央政財界の前島や佐々木莊助らに意見具申しながら、三重県域における継立所・取次所の改廃・再編に強い影響を与えた。そうした意味で地方における郵便・物流業界に果たした役割は重要であったと言えよう。郵便、物流双方における人材の一部（例えば藤田範七）やノウハウ（逋送）の重複は、業務上で互助的な機能を果たしたのではないかと推察される。

（まきしま たかし 桐生市史編集委員会近世部会専門委員、
伊勢崎市史編纂専門委員会専門部会員）

【付記】 郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、メンバーに貴重な助言を賜った。この場を借りて御礼申し上げます。